

率的運営に必要な規定の整備を左により國のこと』。これが第一の点であります。公営企業法ができるましてからいろいろその経験に徴して従来不明確な点がございまして、それから規定ができびし過ぎて運営上困るような点がございますので、そういう点を中心といたしまして、今回の改正をはかったのでございます。

の程度、長がやるという格好になつておりますので、軽微なものにつきましてはやはり管理者にまかしていく、こういうふうにいたしたのであります。

ち特別の必要があるものについて、その徴収事務を当該地方公営企業と同種の事業を経営する会社等に委託することができるものとする。これは二十一條の規定であります。これまでは

の原則と、貸借対照表の原則、二つの原則があるのであります。この二つの原則を明確にいたしたのであります。さらに計理につきましては、一般会計は現金主義であります。発生主義の原則を明確にいたしております。それが二十条であります。

それから第二は、事故繰り越しの制度をあらたに設けることにいたしております。これは二十六条の規定でござります。これは從来は繰り越し明許の

勧告することができるものとし、それを助言または勧告を行うために必要が生じるときは、経営に関する報告の提出を求めることができるものとすること。これは新しく入れました四十条の二(二)規定でございます。従来は一般の原則に従つて報告を求めておったのであります。公営企業は独立のものでござりまするし、法律も別でございますので、助言または勧告の規定を新しく設けますと同時に、経営に関する報告の規定を新しく法律でもつて規定いたしました。

の事業経営者みずからがその職員、従業員をして料金の徴収に当らせるということではなくて、集金業務を經營しているようなものに、その上水道使用料金を徴収さす。そういうことの委任ができるところになると、なるわけですね。

第一点は「地方公営企業の基本計画案について、その作成及び議会に対する

る提出には地方公共団体の長が当り、これに必要な資料の作成には管理者が担当ものとすること。」この基本計画案につきまして、管理者と長との間の事務の範囲が不明確な点がございましたので、この点を明確にいたしたのであります。基本計画に必要な資料の作成は管理者がやることをはつきりいたしたのでございます。これは八条、九条の規定の改正になつております。八条の規定は管理者、長の留保いたしました権限の規定であります、その中に加えてはつきりした規定をしたいと思います。九条は管理者の規定であります、これもあわせて規定をいたしました。

第二は「地方公営企業に係る行政手続の許可、認可等の処分のうち軽微なるものについては、管理者が地方公共団体を代表してこれらの処分を受けることができるものとすること。」これは九条の改正でありますが、「公営企業関係の許可、認可の処分につきまして、ど

まして、一そろ公営企業の会計制度の整備をはかっていただきたい、かようにも考えた次第であります。

これは三十二条の二、というのを新しく設けたのであります。欠損の処理について従来不明確な点がございましたので、新しくこの規定を加えたのであります。

それから第三は、「内閣総理大臣は、地方公営企業の経営に關し助言または

符等を発売するというときは、これは
そう限定されておると、はつきりその
必要性がわかるのですが、こういうう
配はないですか。たとえば上水道事業
を管んでおる、上水道使用料、それを
徴収するもの、たとえば集金を業者とし
ておる会社がある、そうすると公共用印

業のバスのようなものは値段が同じで
ある。そうすると、建前からいって
ら、どうも私はふに落ちないところが
ある、それはどういふうに……。
○政府委員(後藤博君) 料金が同じで
あるといふことが、おかしいではない
かといふ御質問じゃないかと思ひます

の規定によりますと、料金の徴収を他に委託することができないことになります。従って連絡切符の発行等につきまして法律上疑問がござりまするので、連絡切符発行ができますようになります。連絡切符を発行する場合には、たとえば交通公社とか、国鉄とかという

越しの規定がございませんで事故繰り越しの制度を新しく設けることにいたしました。

それから次に剰余金の処分について、従来の利益準備金にかわり、減債積立金または利益積立金の制度を設けることになりました。これ

は提案理由の中になりまするようすに、

大体以上申し上げましたように、非常に技術的な改正だけをいたしたいと考えて本改正法律案を提出いたしました次第であります。

とは私ども認める意思は全然ございません。
○森下政一君　そうすると、今あなたの方として予想されておるのは、交通事業の連絡切符、そういうもの以外にはまずさような場合はない、こう解釈してよろしいか。

○政府委員(後藤博君)　ただいまのところ連絡切符、交通関係のものだけを予想いたしております。

と考えたのであります。
第二の点は「地方公営企業の予算、決算及び会計制度の合理化に必要な規定の整備を左により図ること。」これでは、公営企業の考え方は、従来の一般会計の考え方と変えまして、そういう規定を公営企業の方の中に入れており

どもが考え方としても、公営企業の考え方とは少し違つて、これは株式会社的な考え方でございまするので、株式会社の観念と離れた観念をいたす必要がござりますので、減資積立金または利益積立金の制度を新しく設けるということにいたしましたのであります。これは三十二条でございます。

業である交通事業経営者と、公共団体の當む交通事業、これが連絡切符を發売しなければならぬという場合がある。そこでその場合には、私企業であつて運輸事業の經營者に料金の徵収を委託することができる。これはしごともなことであり、そういうふうが必要か今後においてもだんだんできるだろうと思うのです。ところで、そ

○若木勝藏君　今のにもちよつと関連するのですが、公営企業の方面は、住民の福祉をとにかく対象にしてゆく、私企業の方面は、どっちかというともうけの方を対象とする。そういうときには、連絡切符ということは、必ずしも料金が同じだとも言えないだろうと思ふけれども、大体においていま東京都のバスに乗っても、都営のバスと私企

まして、一そろ公営企業の会計制度の整備をはかっていただきたい、かようにも考えた次第であります。

これは三十二条の二、というのを新しく設けたのであります。欠損の処理について従来不明確な点がございましたので、新しくこの規定を加えたのであります。

それから第三は、「内閣総理大臣は、地方公営企業の経営に關し助言または

符等を発売するというときは、これは
そう限定されておると、はつきりその
必要性がわかるのですが、こういうう
配はないですか。たとえば上水道事業
を管んでおる、上水道使用料、それを
徴収するもの、たとえば集金を業者とし
ておる会社がある、そうすると公共用印

業のバスのようなものは値段が同じで
ある。そうすると、建前からいって
ら、どうも私はふに落ちないところが
ある、それはどういふうに……。
○政府委員(後藤博君) 料金が同じで
あるといふことが、おかしいではない
かといふ御質問じゃないかと思ひます

が……。

○若木勝蔵君 福祉を対象にしている
というのなら、もっと低くなければな
らない。
○政府委員(後藤博君) おっしゃる通
りでありまして、料金制度につきまし
ては、やはり認可になっておりますけ
れども、幾ら安くしようと思つても、
一つの運賃の基準がございまして、そ
の基準にはまるようなものでなければ
認めない、こういう関係があつて大体
同じようなことになつております。こ
れは私企業を助けるということではな
くて、公営企業と私企業とが共に成り
立つような方式としての料金がきめら
れておる関係からして、そういうこと
にいたしておるのだと思います。单独
企業は同一賃金というような、こうい
うふうな原則になつておるようであり
ます。別々に買つよりも連絡切符、定期
切符、定期の場合なども特にそうであ
りません。
○若木勝蔵君 そういうことが非常に
多くなれば、この公営企業の建前とい
うものが私はずれて来やしないか、
そういうことを考へるわけです。

○政府委員(後藤博君) 私どもの方

は別であります、そうでない場合

で、私企業でやらない線をやはり公営

企業はやつておる。住民の福祉のため

企業はやはり仕方がない

やつておる。多少そのために利益が上

らなくってもやはりそれは仕方がない

じゃないか、こういうふうな考え方を

しておるわけであります。

○若木勝蔵君 その次にもう一点伺い

たいのは、料金の徴収の事務を行ひ、

他に委託するということがあります

ね。こういうことになると、結局まあ

必要以上にそういうことを考えて、公

の並行路線でない事業につきまして

は、多少安いところもあると考へ

ておりますけれども、並行路線の関係

が非常に多いところは、やはり同種の

企業は同一賃金といふうな、こうい

うふうな原則になつておるようであり

まして、認可になつておりますから、

勝手に地方団体でその料金をきめるこ

とはできない。そのためにおっしゃい

ますような結果になつておると私ども

考へております。

○若木勝蔵君 そういうことが非常に

多くなれば、この公営企業の建前とい

うものが私はずれて来やしないか、

そういうことを考へるわけです。

○政府委員(後藤博君) 私どもの方

は別であります、それでない場合

で、私企業でやらない線をやはり公営

企業はやつておる。住民の福祉のため

企業はやはり仕方がない

やつておる。多少そのために利益が上

らなくってもやはりそれは仕方がない

じゃないか、こういうふうな考え方を

しておるわけであります。

○島村重次君 資料の中の一一番おしま

すような結果は、私は出てこないの

じやないか。これは住民に対する一つ

のサービスだと私どもは考へておるの

あります。別々に買つよりも連絡切

符、定期の場合なども特にそうであ

りますが、連絡切符が買えるということ

であれば、二度も三度も行くところを

一回で済むではないか。従つて企業そ

のものの主體は違つておつても、同種

の企業をやるものはやはり相互に連絡

し合つていくことが住民の福祉のため

には必要ではないか、こういう考え方

をおもつておつしいます。

○若木勝蔵君 いや、御答弁のように

すぐ消費的経費とか、いろいろ経費の

方にすぐ影響していくとは私ども考え

ております。

○若木勝蔵君 このいわゆる鉄道、電

気通信、それからこの公社法としてや

ておる、いわゆる三公社の経営につい

ては関係機関としての政府の監督が相

当嚴重に行われておるようあります。

が、今回の改正で、ある程度まで監督

規定は整備されるようになつております。

それが、これがございません。

○島村重次君 このいわゆる鉄道、電

気通信、それからこの公社法としてや

ておる、いわゆる三公社の経営につい

ては関係機関としての政府の監督が相

当嚴重に行われておるようあります。

が、公営企業の方はそうではなくて、もち

も思われますけれども、そこが一つの穴

ろんぺいするかしないかは問題であり

るものを中心に考へている。ところ

が、公営企業の方はそうではなくて、もち

も思われますけれども、そこが一つの穴

ろんぺいするかしないかは問題であり

するが、やはりあまりに干涉的なことを長及び議会にやらせることはどうかと、いろいろ考へておるのでござります。たゞ、長と管理者との間の権限の不明確な点だけを直していくにはそれでいいのではないか、まあこういうふうな考え方をいたしておりま

それから國と地方団体との、國と公営企業との間の問題がもう一つござりますが、これは監督的な規定は、まあ事業そのものにつきましてはそれぞの事業官庁との間に一つござります。自治官といたしましては、やはりこの全体の公営企業ないしは一般会計の事業を、全体の財政を見ておりまする關係からいたしまして、監督の規定といふのはちょっと行き過ぎではないか、自治法の現在の建前からいたしましても、ちょっと行き過ぎではないか、従つて助言、勧告といふ現在の自治法の考え方の限度でやはり考えていくべきではないか、ただそれには、必要な報告もやはり従来のような報告でなくして、はつきりした法律的な根拠のある報告をもらつた上で助言、勧告をしていくという考え方をとっておるのでございます。そういうふうな意味の改正法案を今度出したような次第でございました。

○政府委員(後藤博君) 料金の認可につきましては、自治廳は法律的には何よりも料金等も低廉であってしかるべきだ、こういうふうに思いまするが、この料金の認可などについては、自治廳は全然関与されておらぬ、こういふことですか。

○小林武治君 これはまあ自治廳につきましては、自治廳は法律的には何よりも料金等も低廉であってしかるべきであります。ただ意見をわれわれはときどき申し上げるのであります。今のこところ内容につきましては、運輸省自体がやつておりまして、ちょっと関与できないような格好になつております。

○小林武治君 では、住民の利益、こういうものについては、非常に安心しておられます。いやすくも自治団体が經營する限りにおいては今のよう経営費のコストが非常に安い、これは民間の事業者がよく言つのであります。市営のバス及び市営の電車、こういうようなものはほとんど民間企業と同じようなレベルにおいて料金の認可をされておられる。そのことは非常に不公正な扱いではないか。従つて私は公営企業等の料金認可については、もう少し住民の立場、あるいは経営というものを考慮して、自治廳がこれに多少の関与をしていいのじゃないか。そうすれば私企業の立場にあるものよりは、もっと低廉な料金でサービスができるのではないか、こういうふうな考え方を持つておるのですが、これについては何かお考えはないですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる

これは一般的な問題として、料金の問題もさることながら、路線の問題として、新しく市町村が公営企業としてたまに現在の運輸省の機構の中では認められないような状態になつております。これはやがましく地方団体が言つておるのでありますけれども、なかなかからうまく参りません。従つて交通事業に関する限りは、公営企業としては現在ちょっと停頓の状態にあるのではないかと思ひます。これをどうして打開するかということをよりより研究しておりますが、なかなかむずかしい問題であります。これをして、理論だけではなくて、私どもも大体そういう方向で持つて参りたいと考えておりますが、現在の機構上なかなか思うにまかせない状況でございます。

○小林武治君 従つてほとんど私企業と同じレベルで料金が認可されておる。こうしたことになりますから、私は利益は私企業に比べて相当あってしかるべきじゃないか、こういふふうに思います。今の制度には、利益を一般会計に繰り入れるといふようなどとはやつておりますか。

○政府委員(後藤博吉) 公営企業から一般会計に繰り入れているものもござります。これは水道あたりもございましておりません。水道あたりでは一般会計の中に繰り入れているものが相当ござります。

方が非常に何か不経済、非能率、こういうようななところがあるのではないかと思うのですが、こういうことについては、これから何か監督上お願いできまますか。

○政府委員(後藤謙君) おっしゃるよう考へておますが、まだ交通事業を見ますと、電車でもうけて自動車の穴を埋めているというのが実情でござります。自動車の穴を埋めているという意味は、自動車はやはり非採算的な路線が相当ござります。これは住民の福祉のためにもちろんそういう路線をやっておるのであります。従つて全体としてはまだ健全なる経営といふところとはいっていい。で、いい路線をとらうとすれば、やはりそこに私企業との問題が出てくる。こういう關係でなかなか経営上むずかしいことになつておるのが実情であります。これを打開する方法として、いろいろの方程式を現在地方団体で研究して考へておりますけれども、なかなか交通事業といふのがペイするといふような格好よいかないといふのが実情でございます。

○小林武治君 これは運輸省の問題かも知りませんが、バス事業なんかは私企業で十分いわゆる不経済路線など収容してやつておりますが、こんな方面は私は公企業としては今さら私企業を圧迫するとか、こういふりなことをやらせる。やらせるについてはもうとコストが安くあるべきはずだ。従つてそういう方面について自治庁に目を注いでもらいたい、こういふうに思ひます。

○若木勝蔵君 今の問題に関連するのですが、そういうふうに私企業より料金というふうなものは、今もお話しのあった点から考えてみると、公企業の方は安くなるべきである。ところが同率になっておる。そういう点から考えまして、一体独立採算制といふふうなものが災いをしておるのじゃないですか。収支のバランスをとるためにどういう料金をどうしても上げなければなりません。あるいは清掃事業にしても、あるいは動物園の経営にしても、とにかく特別な採算制のために料金を上げなければできない。そういうふうなことで、漸次住民の福祉といふものが、それがしていくのじゃないか、どうなんですか、独立採算制といふのは。

○政府委員(後藤博君) 普通の企業でありますれば、料金を上げたりするのは割合簡単であります。たとえば交通事業、東京都の交通事業もそうでありますが、水道事業なんかも現在は料金をストップしておる状況であります。これは国全体の低物価政策といいますか、そういう点から上げたくても上げられない。よそのところは上げておるのです。ですが、東京都だけは上げられない。そのため企業全体が赤字になつておる。こういうこととございまして、逆に申しますと、住民の福祉をはかるために赤字になつておるということが一部に言えるかと思います。従つて独立採算制を中心にもちろん考慮えていきますけれども、やはりその間住民の福祉といふものも一つの大きなボイントでございますので、その辺のかね合いを考えて企業経営をしていくところに公営企業の苦しさがあり、むず

かしさがあるのじゃないかと思いま
す。東京の交通でも水道でも料金を上
げればそれは赤字にならない。ところ
が上げないために、そのしわが赤字に
なって出てきている。路線の改良がで
きない、水道の施設が伸びていかない
という結果になつておるのであります
。これは公営企業の持つておる一つ
の宿命的なものであると私たち考えま
すけれども、そういう苦しさを通して
さらに經營を合理化し、經營を伸ばし
ていくといふことに公営企業らし
きものがあるのじゃないか、こうい
う考え方で指導しておるのであります。

かどうか。それから対照表を見ますと、未収入金というものが全体のうえで相当大きな数字になって、全体と一緒に二十七億というような数字が出ております。これは一体どういうものであるか。

公営企業分が多少入っておる、いか、繰り出し金の格好で出るのが赤字の一つの原因になつて、いう場合が考えられますので、りやしないかと思つておりますが、建設費の立かえ分のよう、出ておるものでありますて、どもはそつ大きなものじゃなく、ふうに考えております。繰り出し一番赤字の原因になつておるの、民健保険が一番大きいものばかり、公営企業関係の繰り出ししか、設置の立かえというのがござり、それ以外の繰り出しと、の原因といふものはあまり多

ののじやな
ておるも
ておると
多少あ
すけれど
は格好で
これは私
いという
ききこ
うす
いわ
うか
ん。
〇ま
告た
とこ
が、
しょ
うこ
うせ
ん。

政府委員(後藤博君) まだ正式に
いう助言、勧告をした例はござい
ません。ただ個々に注意したとか、あ
るは公営企業の起債の話を聞きます
。こういう点は直したらどうかと
事実上の話し合いをしたことはござ
りますけれども、正式にこうして
なことをやったことはございま
す。

体が幾つ
になると困
ります。
○政府委
員会、黒字
なんあるね
質問ござ
をどうい
ころが亦
でもうては
す。総額は
ベージの
十九億で
○赤松常
とすまこ
報せさせ
るといまそ

赤字団体が幾らといふこと
思うのですけれども、ちょっと
御説明いただきたいのです。
貢(後藤博君) この赤字団
体は、これは内訳はもちろ
りでありますし、先ほども御
いましたので、黒字団体の数
りどころが黒字でどういふと
字だということをあとで資料
出すことにいたしております
は損益計算書の方の二十四
トに出ております。黒字が二
赤字が八億であります。
赤字君 団体の数はどこにござ

○政府委員(後藤博君) 第一点の未収入金額の二十七億は、水道が一番多いのかと思っております。水道の滞納分であります。水道、下水あたりの滞納分が一番大きいものじゃないかと存じます。

それから起債がありますが、これは當企業分といふものを別建にいたしてきめております。これは財政計画の上に現われて参りません。財政計画以外にござります。大体今年は二百六十何億ぐらいかと思います。これは別建にしておりまして、財政計画とは関係なしにいたしております。

そのうち四百六十二億の未収の中

お報生でよるるか。されられたと、例はしどうで、正業につき。自治がござい、いう規定り書けばのであり、一員であうこと、自治府とてござる。か、ありを、かにへるのもの、を認け目体、〇走るを、かにへるのもの、を認け目

という意味なのでございましょうか。
よりよく勧告、助言をするため
お口に提出するという意味に考え方
のございましょうか。
政府委員（後藤博君） 従来は自治
下といふものがございまして、そ
もってまとめて報告してもらつて
たのであります。そちらの方の規
の中に入つて現在まで出ておられます
公営企業法の方は別の法律で
ありますし、一般会計とは異なつたもの
ありますから、ちゃんとほつきります
に明記して、それにこよなつた報告を
してもらつた方がいいんじやない
こううことで新しく入れたので
あります。それをちゃんとし
たのにしたいというので今度改正規
則を設けた次第でございます。

員（後藤博君） 団体の総数は
のページで――団体と申しま
現在公営企業法の適用団体の
いますが。
子君 最後の資料の水道事業
体六十七、赤字団体十四と
か、これを合計したものが水
総数ということになるわけで
あります。ところが決算で
から、前の二十八年度の決
調べでありますので、二十
おいてやっておりました団体
に書いてあります。従つて
しておるものとの企業の数は、
度は少かつたものですから、
ことに出ておるわけでありま
す。

え方でございまして、何でもかんでも一種の企業であるから公営企業の適用をさせるという考え方は現在持つてないであります。

それから起債であります。これは一般会計の起債を毎年積みます。実際に公営企業分というものを別建にいたしてきめております。これは財政計画のトータルに現われて参りません。財政計画以外にござります。大体今年は三百六十億でござります。これは別建にしておりまして、財政計画とは関係なしにいたしております。

りますので、内閣総理大臣といたしましたのでありますて、実態は長官が勧告する、こういうことがあります。
○赤松常子君 今までにしばしいう例はございましたでしょ
○政府委員(後藤博君) ほかのところと思ひますが、自治法にはな
どござります。

いうこと
は自治庁
でござ
りますか。
しばそ
りか。
の例もあ
はつきり
れば、
け自

いろいろことで新しく入れたのであります。従来も事業の経理の内定をいたしまして、ついで報告はとつてしまして、ついであります。それをちゃんととしていたいというので今度改正規則を設けた次第でございます。

あります。計算の団体は、八年度に七〇の数を算出し、現在適用し、二十八年度で少い数がござります。
○赤松常一
上手いも。

から、前の二十八年度の決算の調べでありますので、二十一年度においてやっておりました団体に書いてあります。従ってしておるものとの企業の数は、度は少かつたものですから、ここに出ておるわけであります。

赤松常子君 それで、今度さらに「政府委員(後藤博君)」まだ正式に提出しなければいけないという、こういう点は直したらどうかと、事実上の話し合いをしたことはございませんけれども、正式にいろいろなことをやったことはございましょうか、よく言えば監督をなさる意味でしようが、統制をきつくという意味になりますのでございましょうか、よく言えば監督をなさる意味でしようが、統制をきつくという意味なのでございましょうか。政府委員(後藤博君) 従来は自治下でございましょうか。

眞（後藤博君）この赤字団体は、これは内訳はもちろ
いましたので、黒字団体の数
であります。ところが黒字でどういうと
子だということをあとで資料
出すことにいたしております
は損益計算書の方の二十四
トに出ております。黒字が二
赤字が八億であります。
子君 団体の数はどこにござ
総数……。

眞（後藤博君）団体の総数は
のページに――団体と申しま
現在公営企業法の適用団体の
いますが。

子君 最後の資料の水道事業
員（後藤博君）最初の方の適
は、「一番最後のところは三十
一日現在」というのでやって
あります。ところが決算で
から、前の二十八年度の決
調べでありますので、二十
おいてやっておりました団体
に書いてあります。従つて
しておるものとの企業の数は、
反は少かつたのですから、
ことに出ておるわけであります

○政府委員(後藤博君) さようでござります。

○伊能芳雄君 改正案の中に五、六カ所が政令に委任していますが、政令の内容の大体腹案があるんですね。

○政府委員(後藤博君) 第九条の中に「許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。」この政令はこれはむしろ各省と協議をいたしまして内容をきめたいものと考えております。軽微なものは各省と協議をいたしまして、こまかい許可、認可の規定がござりますので、その範囲をはつきりきめて、そうして許可、認可——管理者だけができる許可、認可の場合をきめたい。これはまだはつきりきまっておりません。たとえば交通申しますと、工事中に臨時的な路線の変更をやるとか、それからそういうような陸運局長に委任されたような事務がございます。その程度のことは管理者だけやってもいいじゃないか、こういうふうに考えております。それぞれ企業別に関係官庁と相談をいたしましてきめたいと考えております。

それから次は二十一條の先ほど申ました料金のところであります。これは料金徴収の事務を委任するところの団体をどういうものにするか、これは大体交通公社とか国鉄あたりを考えております。その前の「政令で定めるところにより」というのは、これは承認を求めるようにいたしたいと考えております。

それから三十二條の「(剩余金)」の規定、「欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下ら

ない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。」

二つの積立金がございまして、この積立金の順序をきめて、どちらを先に立てどういうふうにして積み立てるかということを政令で書くつもりでござります。

六項の「前項の資本利益金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。」処分できる範囲を明確にいたしたいと考えております。今施行令の二十四条にございます。

それから三十二条の二に、欠損をうめ、なおかつ不足がある場合には繰り越すという規定がござります。これ

は従来はこの規定自体が政令に譲っておったのであります。これを法律に書きまして、その繰り越しの仕方につけまして、政令で定めたいと思っております。

四十条の二の二項にやはり「政令で定める」これは様式を政令で定めないと考えております。

○伊能芳雄君 よその団体——会社ですかに料金の徴収を委託する場合、これは大体回数券など店で売らしたりなんかする。そういう考え方ですか。回数券などを休憩所なんかに引き受けさせて売るようになります。そういう考え方ですか。どういう考え方からしたのです。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいま

を考えております。

○伊能芳雄君 そういうことだとすると、との逆の場合はそれが考えられるわけですか。そういうことは現在できるのですか。それとも今度の改正案でできるのですか。逆のつまり連絡の場合には、私鉄の方も含めて市の方で切符を売る、定期券あるいは回数券を売る、こ

ういう場合はこれはできますか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいます通りであります。同種企業の間でどちらも連絡切符を出すが、向うも連絡切符を出す、相互にやるわけあります。

○伊能芳雄君 この書き方は会社側に委任するような書き方だけど、つまり徴収を会社側に委任する、向うが連絡切符を売ってくれるという場合、市の方が会社側の連絡切符を売ってやると

いうことができるようないます。

す。

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

○理事(石村幸作君) 御異議ないものと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「玉堀場」を削定に触れないという考え方でもって入れなかつたわけでござります。

○伊能芳雄君 自治法の規定によつて当然そういうことはできるという考え方です。か、委任を受ける方は。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいますようなときは、買取らしておりません。今私ども考えておりましたのは、買わなければならぬのを一括して買えるようにしたい、そういうような場合

しては、別にそつちの方は書かなくてもできるんじゃないか、こういうふうに考えております。

○伊能芳雄君 そういうことだとすると、それは、さらに次回に質疑を続行いたしますこととして、本日はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(石村幸作君) 本件につきましては、さらには本日はこれにて散会いたします。